

平成 18 年 7 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人
業務監理部門長 田中 章「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見

貴委員会から平成 18 年 6 月 6 日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出します。よろしく願い申し上げます。

記

1. 重要な子会社の役員の明示

(コメント)

関連当事者の範囲に含まれる重要な子会社の役員について、より具体的に明示すべきである。

(理由)

会計基準(案)20項で、「例えば、財務諸表作成会社が純粋持株会社の場合には、企業グループの事業運営の中核となる会社の子会社とあるので、当該中核となる子会社の役員は対象となると考えられる」とされているが、その他にも「企業グループの事業運営に強い影響力を持つものが子会社の役員にいる場合」として記載する必要がある場合には、具体的な判定基準等を明示すべきである。

2. 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

(コメント)

連結財務諸表上、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合に、開示対象に含めることとする考え方に賛成である。

(理由)

現行の証券取引関係規則では、純粋持株会社の場合、連結子会社である事業会社と関連当事者との取引が開示されていないことが弊害となっており、これが解消されるため、妥当であると考えます。また、このような会計処理の方法は国際的な会計基準の考え方と

も調和している。

3. 取引内容がおおむね同一の場合の集約記載

(コメント)

会計基準(案)第10項では、原則として個々の関連当事者ごとに項目を開示することとされているため、一定の場合、集約して記載することができると解釈できるが、これについて、基準(案)適用指針(案)ともに明示されていないため、従来と同様に取引内容おおむね同一の場合は集約して記載できる旨明記されることが望ましい。

(理由)

会計基準(案)第10項において、開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに項目を開示することとされている。この場合、現行の財規様式第一号(記載上の注意)11にあるように、関連当事者が提出会社の製品の販売会社で地域別に多数設立されており、それぞれの取引内容がおおむね同様であるときには、代表的な会社等を明示し、一括して記載することができると考えてよいか明確でないからである。

4. 具体的な取引条件の記載

(コメント)

競争的で自由な取引市場が存在しない場合には、取引条件について具体的に記載すべきである。

(理由)

会計基準(案)第35項では、「競争的で自由な取引市場が存在しない場合に、取引条件について独立第三者間との取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記載するには、第三者との取引と比較して同等の取引条件であることを要すると考えられる」とされている。しかし、このような場合には、競争的で自由な取引市場が存在する場合に比べ、取引条件に幅があり、一般的な取引条件に該当するかの判断は難しく、恣意的な判断が介入する余地があるため、具体的な取引条件を記載すべきであると考えられる。

5. 開示の継続性は合理性を欠くこと

(コメント)

適用指針(案)第20項では、一時的に数値基準を下回っても、それが一時的と判断される場合にはただちに開示対象から除外するなどの画一的な取扱いをせず、開示の継続性が保たれるように留意する必要があるとされているが、かかる開示の継続性の注記を求めべきではないと考える。

(理由)

一時的かどうかの判定は、事後的に判定することはできても、将来の見込みについて判断することは実務的には難しいと思われる。また、数値基準を下回っていることから、重要性がないと判断される項目について、注記を求めることに合理性はないと考えられる。

仮に開示の継続性にプライオリティーを置く場合でも、適用指針(案)第20項の末尾の表現としては、「留意することが望ましい」くらいのニュアンスにとどめるべきと考えられる。

6. 関連会社の存在に関する注記

(コメント)

適用指針(案)第11項では、要約財務情報を合算して記載する場合には、持分法投資損益の算定対象としたすべての関連会社の財務情報を合算したものを記載することもできるとされている。この場合は、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがないと認められる場合に限るべきである。

(理由)

例えば、重要な関連会社に該当しない関連会社の数が多く、合算することにより、重要な関連会社の財務情報が適切に反映されない場合には、かえって利害関係者の判断を誤らせるおそれがあると考えられる。

7. 表現に関するコメント

適用指針(案)で「事業年度」という用語が用いられている箇所について(第6項、第9項、第20項)、「連結会計年度又は事業年度」という用語で統一すべきである。会計基準(案)では、「連結会計年度又は事業年度」という用語が用いられているが、適用指針(案)では「事業年度」という用語が用いられている(6項、9項、20項)。いずれも連結財務諸表又は個別財務諸表における関連当事者の開示に適用されるため、適用指針(案)でも、「連結会計年度又は事業年度」という用語で統一すべきである。

以 上